

# 公立大学法人福島県立医科大学知的財産ポリシー

平成24年2月29日役員会承認

公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）は、県民の保健・医療・福祉に貢献する医療人の教育及び育成とともに、研究機関として、不断の研究成果を広く世界に問いかけるという重要な使命を担っている。

法人は研究成果として創出される知的財産の取扱いに関する基本的な考え方を知的財産ポリシーとして定めて法人内外に公表し、研究成果の社会的活用を促進するとともに、新たな知と技の創造に貢献する。

## 1 ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は法人の教職員、その他法人において研究に従事する者とする。ただし、法人と雇用関係のない者については、本ポリシーに合意した者を対象とする。

## 2 知的財産権の機関帰属

法人が費用その他の支援をして行う研究等又は法人が管理する施設設備を利用して行う研究等により生じた知的財産権は原則として法人に帰属するものとする。ただし、法人が承継しないことを決定したものは、当該発明者に帰属させることができる。

## 3 職務発明等の承継の判断

職務発明等の法人の承継に当たっては、当該発明等の新規性、進歩性、有用性のほか、社会への貢献度、事業性、権利化費用、アカデミアとしての判断等を総合的に判断するものとする。

## 4 発明者等への補償

法人は承継した権利の活用又は譲渡によって法人が利益を得た場合には、当該発明等を行った教職員等に「公立大学法人福島県立医科大学知的財産に対する補償金支払い細則」に基づき還元する。

## 5 知的財産権の管理・活用及び情報発信

法人は承継した職務発明等について、出願、権利化、処分等を行うことができる。

法人は承継した知的財産権を広く公開するとともに、技術移転や実施権の許諾等、その性質に応じて適切に活用する。また、活用にあたっては、社会貢献、利益相反及び公共の福祉等を十分に勘案する。

## 6 知的財産に関わる体制

知的財産管理オフィスは法人における知的財産の管理運用を行い、法人は組織的に知的財産の創出及び活用を図る。

※1 知的財産とは

「知恵や工夫から生まれる創造物」の総称。発明、デザイン、著作物（本、本学、映画・・・）など様々な様態が存在する。知恵や工夫の本質は「人間が頭の中で考え出した無形物」なので、知的財産は知的財産権（特許、意匠、著作権など）として制度化・権利化・公開・保護しないと社会で活用されにくい。

※2 関連規程等

- ・「公立大学法人福島県立医科大学知的財産取扱規程」  
（平成18年4月1日規程第61号）
- ・「公立大学法人福島県立医科大学知的財産に対する補償金支払細則」  
（平成18年4月1日細則第16号）
- ・「公立大学法人福島県立医科大学職務発明審査会要綱」  
（平成18年4月1日理事長制定）
- ・「公立大学法人福島県立医科大学知的財産管理活用オフィス要綱」  
（平成18年4月1日理事長制定）（平成24年4月改正予定）